

## 住宅サポートローン

令和7年4月1日現在

商品名 (愛称)	住宅サポートローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢が満18歳以上のお客さま。</li> <li>・安定継続した勤務(営業)をしているお客さま。</li> <li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられるお客さま。</li> <li>・申込日時点または貸付実行日時点において当金庫の基金保証付住宅ローン(有担保)が次のいずれかの条件を満たし、最終返済時の年齢が満80歳以下のお客さま。</li> </ul> <p>※当該住宅ローンの連帯債務者(予定者を含む)も対象となります。</p> <p>A. 本審査結果が「可決」、「条件付可決」(条件を満たせるものに限ります)のいずれか(回答有効期間内のものに限ります)</p> <p>B. 契約中で貸付実行日から6ヵ月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。</li> </ul> <p>※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の融資条件に合致するお客さま。</li> </ul>
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>A. インテリアや家電等購入資金</li> <li>B. 引越費用、仮住まい費用</li> </ul> </li> </ul> <p>※申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用する自家用自動車(オートバイ、自転車を含む)の購入等にかかる資金</li> </ul> <p>※購入資金のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</li> </ul> <p>※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限ります。</p>
融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・500万円以内</li> <li>・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、その他の商品と合わせて3,000万円が限度となります。</li> </ul>
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヵ月以上50年以内かつ当該住宅ローンの保証期間内</li> </ul>
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利です(付利単位1円)。</li> </ul> <p>当初のご融資利率については貸付日時点の「当金庫の新長期プライムレート」を基準とし決定します。</p> <p>ご融資後の利率については、4月1日及び10月1日現在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準として年2回見直しを行います(付利単位1位)。</p> <p>4月1日基準のご融資利率は8月ご返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の2月ご返済分から適用となります。</p>

返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>元利均等返済または元金均等返済（1年間元金据置期間のお取扱いも可能です）</li> <li>ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金はご融資金額の50%以内とします。</li> </ul>
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。</li> </ul>
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料は融資実行手数料2,200円（税込）をいただきます。</li> <li>保証料は融資利率に含まれます。</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。</li> </ul>

## 北 群 馬 信 用 金 庫